

注視・特別注視区域の候補

令和3年5月

内閣官房土地調査検討室

1. 防衛関係施設

(1) 注視区域

(法定する要件を満たすもの:合計約4百数十カ所)

- ①部隊等の活動拠点となる施設(習志野、下関、立川等)
- ②部隊等の機能支援を行う施設(大和、宇治、東北町等)
- ③装備品の研究開発等を行う施設(下北、目黒、相模原等)
- ④我が国の防衛に直接関連する研究を行う施設(土浦、富士、江田島等)

(2) 特別注視区域

(法定する要件を満たすもの:合計約百数十カ所)

- ①指揮中枢機能又は司令部機能を有する施設
(市ヶ谷、朝霞、横須賀、横田等)
- ②警戒監視・情報機能を有する施設(与那国、対馬、稚内等)
- ③防空機能を有する施設(八雲、車力、霞ヶ浦等)
- ④離島に所在する施設(奄美、宮古島、硫黄島等)

2. 海上保安庁の施設(合計174カ所)

法定する要件を満たす対象区域の候補

- ①第十一管区海上保安本部(那覇)
- ②石垣海上保安部

※有人国境離島地域離島の区域指定により、同区域に所在する海保施設(上記2か所を含む16カ所)が対象に含まれることはある。

3. 国境離島等

(法定する要件を満たすもの:)

(1) 領海基線を有する離島のうち、我が国が現に保全・管理を行っている「国境離島」(合計 484 島)

(小島 (東京都八丈町)、北硫黄島、臥蛇島等 ※無人で民有地が所在する 40 島)

(2) 有人国境離島法に基づく有人国境離島地域を構成する離島である「有人国境離島地域離島」(合計 148 島)

(佐渡島、福江島、奄美大島、利尻島、壱岐島等)

① 領海基線近傍

② 領海基線を有しない島に所在する、領海警備等の活動拠点となる港湾施設及び行政機関の施設等の周辺

(注)最終的に、各施設につき、法律の要件、閣議決定する基本方針に照らして評価。その後、国会審議の状況、懸念の実態等を勘案し、「土地等利用状況審議会」の意見を伺った上で、注視又は特別注視区域として指定することの要否について、個別に判断。

生活関連施設として政令で定める施設について

令和3年5月
内閣官房土地調査検討室

1. 生活関連施設の具体的な類型については、土地等利用状況審議会の意見を聴いた上で政令で定めるものであるが、現時点で、本法案第2条第2項第3号に規定する「生活関連施設」として政令で定めることを検討しているのは、
 - ① 原子力関係施設
 - ② 自衛隊が共用する空港の2類型である。

2. 政府としては、現時点において、「生活関連等施設」として国民保護法施行令第27条各号に掲げる施設のうち、1①及び②に該当するもの以外を定めることは予定していない。